

<Focus>

喫緊の世界的課題である若年雇用の危機に 対する具体的な行動を

第101回ILO総会で決議を採択

五月三〇日から六月一四日にかけてスイス・ジュネーブで開かれた「第一〇一回ILO（国際労働機関）総会」では、若年者の雇用危機に関する討議が行われ、この課題に早急に対処する革新的な手法と政治的な公約を求める「若年雇用の危機…行動の要請」と題する決議と結論文書が採択された。若年雇用の危機的状況を概観したうえで、経済政策をはじめ、教育訓練、学校から仕事への移行、労働市場政策、若者の起業と自営、若者の権利などについて、政府や社会的パートナーである労使がそれぞれ果たすべき役割を列記している。若年雇用に焦点が当たった背景と議論のポイント、決議の概要を紹介する。

悪化の一途を辿る若年雇用

若年雇用の問題に関しては、二〇〇五年の第九三回総会でも一般討議の議題となっており、決議がまとめられた経緯がある。だが、その後、若者の雇用環境は、世界的な経済・金融危機の影響を受けるなど悪化の一途を辿っており、今回の議論のたたき台としてILO事務局が作成した報告書「The youth employment crisis: Time for action」には、若者の失業率は全世界平均の約三倍であることに加え、雇用そのものの不安定さや低処遇などの質の低さや、ニート・学卒未就業者の増加などの問題が指摘されている。また、「アラブの春」にみられるような、若者の社会・政治に対する抗議運動も世界各地で起きている。

こうした状況への警戒感の高まりを背景に二〇一一年三月、ILO理事会

は「若年雇用の危機」を一般討議の議題にすることを決定。未来を支える若者の雇用問題を改善するための行動を世界中の政務使に促すことを目的に、再度、本総会の議論の俎上に載せることにした。〇五年の討議で若年雇用の問題はまだ、途上国の問題の域を出ていない印象だった。それに比べて今回は、先進国・途上国や地域間の違いに関係なく、若年雇用が危機的状況にあるとの共通認識が醸成された格好だ。

ちなみに、ILO報告書はこのほかにも、〇五年のILO総会決議以降の各国政府の取り組みがプログラム政策中心で、需要サイドの取り組みに欠けている点を指摘。金融危機後の緊縮財政政策が雇用に及ぼした影響の大きさと、若者に優しい財政政策の必要性を訴えている。また、積極的労働市場政策や教育・訓練の拡大とともに、若者のディーセント・ワークが実現するには、若者自身の参加も重要であるとした。さらに、若年雇用に関するILOによる各国政府に対する技術支援や他の国際機関との連携についても言及している。

「若年雇用の危機…行動の要請」を決議

討議を経て採択された決議「若年雇用の危機…行動の要請」は、①現在、世界全体で二〇〇七年より四〇〇万人多い約七五〇〇万人の若者に仕事がない②若年失業者の六〇〇万人以上が職探しを断念してしまっている③さらに、数千万人の若者が生産性の低い不安定雇用から抜け出せずにいる――

といった取り巻く雇用情勢を数字で提示。「この過去に前例のない状況は、特に不利な境遇におかれた若者に長期間におよぶ『傷』を残す影響を与えかねない」「持続的な若者の失業と不完全就業は、非常に大きな社会的・経済的コストを伴い、われわれの社会基盤を脅かす」などと警告したうえで、「若者のための十分なディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を創出することが世界的な優先課題である」として、政府をはじめ多国間シテム、G20、その他関連するあらゆる国内組織、地域組織、国際組織に対し、若年雇用の問題に即時の行動を取ることを呼びかけている。

今後の方策に向けた指針を提示

決議は、今回の一般討議で、「世界的な経済・金融危機により多くの国で悪化している若年雇用の危機の重大さと特徴、特に高水準の失業と不完全就業、若者が就くことのできる仕事の質の低下、労働市場からの離脱およびディーセント・ワークへの移行の緩慢さと困難について検討と見直しを行った」と主張。「新たな危機の状況に鑑み、（政労使等に対し）緊急の行動を要請する」とし、今後の方策について「万能な処方箋は存在しない。金融・財政面での持続可能性を確保しつつ、危機が引き起こす社会的影響に立ち向かうために、マクロ経済政策、エンプロイアビリティ（雇用されうる能力）、労働市場政策、若者の起業及び権利を通じて、雇用重視の成長とディーセント・ワークの創出を促進する施策を伴った多面的アプローチを採用する必要がある――」

と言及したうえで、以下の指針を示した。

- ・ 多面的かつ整合性があり、固有の事情に即した一連の政策対応を策定するため、各国の状況の多様性を考慮すること。
- ・ 完全雇用を、マクロ経済政策の主要目標の一つとすべきであること。
- ・ 経済、雇用、教育・訓練および社会的保護政策を横断する実効性ある政策の整合性が求められること。
- ・ 社会対話を通じて、政策策定に労働者の関与を促進すること。
- ・ より多くの使用者が投資し、若者のための新たな雇用機会を創出するよう奨励するバランスのとれたポリシーミックス。
- ・ すべてのプログラムおよび政策が、若年労働者の権利を尊重し、ジェンダーに配慮したものとなるようにすること。
- ・ 雇用機会へのアクセスを制限する求人と若者の技能との間のミスマッチの是正に取り組むこと。
- ・ 協同組合や社会的企業も含め、農村部や都市部の持続可能な企業の成長を促すことを目標に、若者の起業を促進すること。
- ・ 政府、労使、教育機関、地域社会および若者自身を巻き込んだ革新的かつ多方面にわたる利害関係者とのパートナーシップ。
- ・ 既存のモデルをそのまま当てはめることは不可能だが、固有の事情に即した具体的行動を考え出すための端緒として経験を交流する余地が大いにあること。

さらなる行動のために情報を提供すべく、政策およびプログラムの実効性ある監視、評価、報告を実施すること。

若者自身が解決策の一部であること。若年雇用の危機に対処するには、彼らの声に耳を傾け、彼らの創造力を活用し、彼らの権利が尊重されなければならない。

政労使が講ずべき措置等を列挙

そして、決議は、「若者の労働市場への移行を阻む障壁に取り組み方法については多くのことを学んだものの、マクロ経済その他の政策は多くの国で非効果的であり、一般的にそして特に若者のために十分な仕事を提供されていない」と指摘する。①若年雇用のための雇用・経済政策②エンプロイアビリティ・教育、訓練と技能および学校から仕事への移行③労働市場政策④若者の起業と自営⑤若者の権利——の項目ごとに、現状認識や抱える問題、労働者の支援を受けて政府が講じ得るさまざまな具体的措置などを列記。「この状況の改善においては政治的な公約と革新的な手法が決定的に重要」であり、「ILOにはこのプロセスで演じる重要な役割がある」として、政府、社会的パートナーである労使、多国間システムが若者の雇用危機に取り組み、若者のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進する行動を支援するよう求めている。

経済危機の打撃を受けた若年層

連合の資料によると、労働者側は結論論文について、①マクロ経済政策の

問題点とその枠組みの見直しに言及する②「若者の権利」として、不安定雇用の問題や最低賃金、団結権や労働者の権利教育の必要性などを具体的に盛り込む③文書の実効性を高める——ことを重視。また、連合自体も労働者側の会議で、①日本でも脱法的な偽装雇用が問題となり、団結権を否定する下級審の判決が相次ぐ状況もあった。知識・経験のない若者に安易に自営業を勧める政策をとるべきではない②労働者の権利教育およびエンパワーメントの観点から、労働組合の機能・役割を教えることが重要③非正規労働者の増加の歯止めのためにも、雇用の原則は期間の定めのない直接雇用が基本であることを示すべき④実効性を高めるため、決議・結論には各国政府の行動および効果について報告を求める条項を入れるべき⑤若者は保護の対象という存在ではない。若者のエンパワーメントの必要性を決議に盛り込むべき——などの発言を行ったという。

連合は、「決議・結論が各国の政労使を拘束するものではないが、「若者の権利」の項に、社会的パートナーも若者の参画や意見の吸い上げを促進していく必要性が盛り込まれている」と指摘。「連合としても、若者の権利教育に積極的な役割を果たすことや、連合のさまざまな議論に若者のさらなる参加を促していくことが、今後、真剣に検討されるべきだ」としている。

企業活動の活性化による雇用機会の提供を

他方、経団連は、「第一〇一回ILO総会の議題に対する経団連の基本方

針」のなかで、「若年者の安定した就業機会の確保・拡大のためには、経済成長を通じた企業活動の活性化が不可欠である。さらに中・高等教育期における多様なキャリア教育や、職業訓練の充実が必要である」「先進国を中心に高齢者雇用も同時に求める動きが強まる中、労働市場全般を活性化するための柔軟な法制・施策が必要である」との考え方を明記した。

総会でも、谷川和生・雇用委員会国際労働部会長が日本使用者代表演説のなかで、この問題に関して、「一時的に公的部門が若年者に雇用機会を提供する取り組みの例が見られる。それも企業活動の結果として徴収できる税金などが財源になっていることが実態で、公的部門の雇用だけでは、過大な税負担を認める状況が続かない限り、長期的な持続性という観点からは疑問が残る。持続的に若年者の労働市場への参加を図るためには、企業活動の活性化による雇用機会の提供が不可欠」などと述べ、生産的な雇用を生み出す源泉が企業にあるとの認識のもとで、ILOの活動が展開されるべきだとした。

【参考資料】

- 第一〇一回ILO総会「若年雇用の危機：行動の要請（仮訳）」ILO駐日事務所
- 「若者に投資を、さもなくば一つの世代が失われる」ILO総会「ILO駐日事務所記者発表」（二〇一二年六月一日）
- 第一〇一回ILO総会の議題に対する経団連の基本方針」経団連
- 週刊経団連タイムズ No.3091（二〇一二年六月二十八日号）

（調査・解析部）